

基金所有の高性能林業機械を借受けていて、故障等が発生した場合は、機械管理貸付要領第2条(7)エにより「速やかに基金に報告し対応を協議すること。」となっています。

この規定の「速やかに報告・協議」については、下記のとおりですので、よろしく申し上げます。

(注)要領の「故障等」は、管理貸付規程第15条の「棄損等」をいいますので、故障・盗難を意味します。

記

1 故障の発生

- ① 直ちに機械の使用を中止すること。また、電話で基金に一報すること。
- ② 基金高性能林業機械巡回点検事業受託者(平成26年度の場合、アジア産業株式会社)に、故障の状況確認を求めること。(修理費の負担者を確定するために必要です。)
- ③ ②の確認後、直ちに修理見積を取ること。
- ④ 別紙様式「故障等発生速報」を作成し、基金に送信すること。
(Faxで結構です。要写真添付。)
- (③、④は同時に処理、間に合えば速報に見積の写しを添付してください。)
- ⑤ 修理見積を基金に送信すること。(Faxで結構です。見積業者から送信させる場合はその旨処理状況欄に記載してください。)
- ⑥ 修理依頼者が巡回点検事業受託者(アジア産業)であれば、基金と受託者で故障等の原因を協議し、この場合、修理実施指示を基金から受託者にします。

受託者以外の業者で修理を希望する場合は、受託者の相見積もりを取得し基金に送付してください。基金で適否を判断、協議します。

なお経年劣化が原因であれば経費は基金が負担します。

- ⑦ ⑥の処理をしながら、修理を進めること。
- ⑧ 修理完了後、別紙様式「故障等解決速報」を作成し、基金に送信すること。(Faxで結構です。要写真添付。)

2 盗難の場合

- ① 電話で基金に一報すること。
- ② 警察に盗難届等の一連の処理をすること。
- ③ 管理貸付規程第18条に基づき損害を賠償していただきます。

3 その他

様式「故障等発生速報」及び「故障等解決速報」は、過去に同様な様式が指定されていましたが、今回改めて整理・簡素化したものです。